

報告第3号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年6月3日提出

加西市長 西村 和平

専決第3号

専 決 処 分 書

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例（昭和42年加西市条例第52号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

加西市長 西村 和 平

## 加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第18条第 1 項中「第24条の37第 1 項」を「第24条の36」に改める。

第21条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第 2 号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第 3 号中「350,000円」を「450,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)等が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

【概要】

(1)後期高齢者支援金と介護納付金に係る課税限度額

	現 行	改正後
後期高齢者支援金分	14万円	16万円
介護納付金分	12万円	14万円

(2)国民健康保険税の減額の基準

5割軽減の判定所得基準

基準額	現 行	$33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times (\text{被保険者数} - \text{世帯主})$
	改正後	$33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$

2割軽減の判定所得基準

基準額	現 行	$33\text{万円} + 35\text{万円} \times \text{被保険者数}$
	改正後	$33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}$